

森林土木工事の「競争参加資格確認申請書」及び総合評価落札方式における「技術提案書等」の提出にあっては、次のチェックリストを参考にしてください。

(四国森林管理局)

令和8年10月1日以降の入札公告より適用

総合評価落札方式【同時提出型】

チェックリスト（共通事項）

☐ 競争参加資格確認申請書等の各種様式は、公告日に対応した最新版ですか。

- 競争参加資格確認申請書（以下、「申請書」という。）、競争参加資格確認資料及び技術提案書（以下、「技術提案書等」という。）は、年度途中において様式の改訂等を行う場合がありますので、公告日に対応した最新版の様式により作成し提出して下さい。改訂等があればその都度、四国森林管理局ホームページに掲載します。
- **最新版の様式は、「ホーム＞公売・入札情報等＞公売・入札等に関するお知らせはこちら＞契約約款・仕様書・入札者注意書・申請書等」の中にあります。**

☐ 申請書の送信は済みましたか。

- 同時提出型では、まず、申請書（1枚のみ）を申請書受付期間内に電子入札システムを用いて申請することになります。

☐ 技術提案書等の送信は済みましたか。

- 技術提案書等は、第一回入札時の添付資料として工事費内訳書とあわせて電子入札システムを用いて提出することになります。
技術提案書等の合計ファイル容量がシステムの制限を超える場合は、原則として電子メール(1メール当たりの送信容量は7MB以内)により提出して下さい(電子入札システムとの分割した提出は認めません)。
この場合、次の①～④の内容を記載した書面(様式自由)を技術提案書等の代わりに電子入札システムにより送信する手続きが必要です(必須)。(本紙11ページ【その他1】参照)
電子メールの提出先：shikoku_shinsei@maff.go.jp (価格競争入札は入札説明書による)
 - ① 電子メールする旨の表示
 - ② 電子メールする書類の目録
 - ③ 電子メールする書類のページ数
 - ④ 送信等の年月日、会社名、担当者名、電話番号
- 技術提案書等の提出がない場合(必要書類の提出不足等を含む)、又は技術提案書等の記載内容が適正と認められない場合(記載なし含む)は、入札が無効となりますのでご留意下さい。(入札説明書6.(6)(7))

☐ 紙入札方式で入札に参加しようとする場合、発注者の承諾を得ましたか。

- 電子入札対象案件であっても、入札参加者側にやむを得ない事由があり発注者の承諾を得た場合には、電子入札によらないで紙入札で入札に参加することができます。

入札参加者側にやむを得ない事由があると認められる場合とは、

- ・電子証明書(ＩＣカード)が失効・閉塞・破損等で使用不可能となり、再申請(準備)中の場合
 - ・代表者等の変更に伴う変更申請中の場合
 - ・電子入札導入の準備を行っているが、間に合わなかった場合
- 申請書・技術提案書等の提出は、事前に承諾を得た承諾書(写)を添付して、対象工事の発注者宛に持参により提出することになります。
- 紙入札方式参加承諾願(様式)は、「ホーム>公売・入札情報等>入札・調達に関する注意はこちら>電子入札システム運用基準」の７ページをご覧ください。

☐ 競争参加資格確認申請書(別記様式１)、競争参加資格確認資料(表紙１及び別記様式２～３)、技術提案書(表紙２及び別記様式４～１６のうち指定された様式)は全て作成しましたか。

☐ 技術提案書(表紙２)に記載されている提出が必要な書類は全て添付しましたか。

- 様式は、工事の規模・工種等によって異なりますので、必ず入札説明書等で確認して下さい。
- 競争参加資格確認資料と技術提案書は個別に作成し、それぞれに通し番号を付して下さい。(例：総ページ数(資料含む)が12ページで個のページが3ページの場合[3/12]とする。)
- 持参による場合も同様にページを付して提出して下さい。

(別記様式１、表紙１、表紙２) 競争参加資格確認申請書等

☐ 競争参加資格確認申請書等の申請先は発注者宛となっていますか。

☐ 技術提案書(表紙２)に営業所一覧表を添付しましたか。

- 競争参加資格確認申請書、競争参加資格確認資料、技術提案書の申請先は、入札公告に記載された発注者名を記載して下さい。

・局発注は、支出負担行為担当官 四国森林管理局長宛て

・署(所)発注は、分任支出負担行為担当官 ○○森林管理署長(香川森林管理事務所長)宛て

また、本店・支店等の営業拠点を確認しますので、営業所一覧(一般競争(指名競争)参加資格審査申請書(建設工事)に添付した「営業所一覧表」を添付して下さい。

チェックリスト（競争参加資格確認資料）

（別記様式２）同種工事の施工実績

- ☐ 入札説明書等に示された対象期間の同種工事ですか。（共同企業体の構成員としての経験は、出費比率が20%以上の場合に限ります。）
- ☐ 同種工事の施工実績が確認できる資料及び工事成績評定通知書の写し（成績評定された工事の場合）を添付しましたか。（入札説明書 6.（3））

- 同種工事とは、発注者が入札説明書等に定義した工事です（施工実績は、最終契約金額500万円以上の工事に限る。）。農地整備や砂防等治山事業以外の実績、国道、県道、市町村道等林道事業以外の実績は、同種工事の対象外です。
- 同種工事の施工実績に係る契約書の写しについては、当該工事が、工事实績情報サービス（以下「CORINS」という。）に登録（竣工登録の実績とする）されており、その内容（工種等）が同種工事の施工実績として確認できる場合には、CORINSの登録番号を記載することにより契約書の写しを提出する必要はありませんが、CORINSの登録なき工事等で工事内容が確認できない工事については、契約書等の当該工事の内容（競争参加資格確認資料（別記様式２）の工事概要の規模欄に記載した数量等）を証明できる書類を添付して下さい。（入札説明書 6.（3）. ③）
なお、競争参加資格確認資料の（別記様式２）と（別記様式３）の工事が同一である場合は、どちらか一方に添付（工事成績評定書含む）して下さい。
- 契約書の写し等について、判読が困難となる場合があるので縮小版での提出は不可とします。

（別記様式３）配置予定技術者の状況

- ☐ 配置予定技術者の工事経験は、入札説明書等に示めされた対象期間の同種工事ですか。（共同企業体の構成員としての経験は、出費比率が20%以上の場合に限ります。）
- ☐ 配置予定技術者が、現場代理人、監理（主任）技術者、担当技術者として経験した工事が確認できる資料及び工事成績評定通知書の写し（担当技術者で申請の場合は見なし点65点を付与するため成績評定の添付は不要）、資格証等の写しは添付しましたか。（入札説明書 6.（3））
- ☐ 申請時において従事している工事はありますか。
- ☐ 本店、営業所等の専任技術者と配置予定技術者が兼務となっていませんか。（本店、営業所等の専任技術者と配置予定技術者は原則兼務不可。）

- 同種工事とは、発注者が入札説明書等に定義した工事です（施工実績は、最終契約金額500万円以上の工事に限る。）。農地整備や砂防等治山事業以外の実績、国道、県道、市町村道等林道事業以外の実績は、同種工事の対象外です。
- 配置予定技術者の同種工事の従事実績に係る契約書の写しについては、当該工事が、CORINSに登録されており、その内容（工事概要及び工種別数量等）が同種工事への従事実績として確認できる場合には、CORINSの登録番号を記載することにより契約書の写しを提出する必要はありませんが、CORINSの登録なき工事等で工事内容が確認できない工事については、契約書等の当該工事の内容（競争参加資格確認資料（別記様式３）の工事経験等の概要の工事内容欄に記載した数量等）を証明できる書類を添付して下さい。（入札説明書 6.（3）. ③）
- 配置予定技術者の直接的かつ恒常的な雇用関係（資料受付日以前に3ヶ月以上）が明確に判断できる書類を添付すること（監理技術者資格者証（写）又は雇用保険被保険者資格取得等確認通知書、雇用証明書等の写し等）。（入札説明書 4.（6）. ③）
- 申請時において、他の従事工事（国・県・市町村・民間等全て）がある場合、専任、非専任に関わらず全て記載すること。また、本工事を受注した場合の対応措置を、従事案件における発注者の意向等を踏まえ明確に記載して下さい。（入札説明書 6.（3）. ②）

チェックリスト（技術提案書等）

(別記様式 4-1～4-3) 施工上の課題に係わる技術的所見 【簡易型 I のみ】

- ☐ 施工計画等(別記様式4-1、様式4-2、様式4-3)の記載もれはありませんか。
 - ☐ 発注者指定の施工上の課題に係わる技術提案は、課題と整合してますか。

- 施工上の課題に係わる技術的所見の作成においては、標準案(法令・仕様書・設計図書等)をベースに工事の効果(工事全体に係る労働安全の確保・工事の質の向上・工期の短縮)を高めるための方策及び工夫・新技術の導入等を具体的に記載して下さい。標準案と技術提案を列記し、標準案との相違点、ねらい(目的、得られる効果)等が判読できるよう記載すること。

【提案の有無、標準案との相違点等が不明なものは評価の対象となりません。】

[illegible]

- 技術提案にあっては、その意図・目的および効果等が分かるように記載【上記、記載例を参照】して下さい。
「□□を設置する。」「□□(NE T I S 番号)を使用します。」「□□□を実施します。」等のみで意図・目的及び効果等の記載のない提案等は加点評価の対象としません。
(効果等を示す資料がある場合は必ず添付して下さい。)
- 令和5年4月1日以降の入札公告から総合評価における「工程表」の作成が不要となりました。
- 工程管理に係る技術的所見は記載しましたか。なお、工期の短縮を見込む場合、工程管理に係る提案がある場合は、短縮日数及び工期短縮、工程管理等のために施す工夫・方法等を記載し、工夫・考慮事項となる部分に下線を付して下さい。
- 技術提案にあっては仕様書・各様式の(注)書き等を再確認のうえ記載して下さい。

(別記様式 5) 工事の実施手順等 【簡易型Ⅱのみ】

- ☐ 実施手順等の記載において、手順に記載漏れはありませんか。

- 工事の実施手順は、本工事の着手から完成に至るまでをフローチャート等で簡潔に記載して下さい。また、工事における工夫等を提案する場合は、その内容（目的や得られる効果等）を実施手順と関連づけて記載して下さい。
- 令和5年4月1日以降の入札公告から総合評価における「工程表」の作成が不要となりました。

(別記様式 6) 管内の直轄工事成績

☐ 指定された期間(過去 3 年度間)の四国森林管理局管内森林土木工事ですか。

○ 「過去○年度間」とは、当該公告日が属する年度の始期から遡って過去○年度間をいいます(以下、同じ。)。なお、期間の詳細については、各様式の(注)書きに記載しています。

○ 別記様式 6 に記載した評定点を証明する工事成績評定通知書の写しを添付して下さい。

○ 別記様式 6 については、局総務企画部経理課より管内の直轄工事成績の確認書が送付された者については、同確認書(写)の添付をもって当該様式の提出に代えることができます(証明書等の添付は不要です)。

(別記様式 7) 低入札価格調査対象工事の有無等

☐ 低入札価格調査を受けた工事で、指定された期間(過去 2 年度間)に完成し引渡しした工事はありませんか。「有」の場合、具体的な項目等について記載しましたか。

○ 対象となる工事は、低入札価格調査を受けた工事のうち、過去 2 年度間に完成し引渡しした工事です。「有」の場合は、当該工事の成績評定通知書の写しを添付して下さい。

(別記様式 8) 管内の直轄工事優良工事表彰

☐ 指定された期間(大臣表彰・長官表彰の場合は過去 10 年度間、局長表彰の場合は過去 5 年度間)の四国森林管理局管内における森林土木工事の表彰ですか。

☐ 表彰状の写し(日本産業規格 A 列 4 番に縮小)は添付しましたか。

○ 大臣表彰、長官表彰、局長表彰のうち、**上位の表彰を 1 件記載**して下さい。

○ 農林水産大臣・林野庁長官・四国森林管理局長が表彰した四国森林管理局管内の優良工事が対象です(表彰状の写しが添付されていない場合は評価の対象となりません)。

(別記様式 9) 配置予定技術者の管内の直轄工事成績

☐ 配置予定技術者が、現場代理人、主任(監理)技術者として従事した過去 5 年度間の四国森林管理局管内の森林土木工事ですか。

☐ 実績を確認できる資料は、添付しましたか。

○ 別記様式 9 に記載した評定点を証明する工事成績評定通知書の写し(建設工事の成績評定には、現場代理人、主任(監理)技術者を対象とした評定点はないので工事の評定点を準用)を添付してください。

○ 当該工事に現場代理人、主任(監理)技術者として従事したことを証明する写しを添付して下さい。(CORINSにより確認できる場合は、備考欄に登録番号を記載することで写しを提出する必要はありません)。

○ 過去 5 年度間に、現場代理人、主任(監理)技術者として従事した直轄工事の実績についてのみ記載して下さい。

○ 別記様式 9 については、局総務企画部経理課より管内の直轄工事成績の確認書が送付された技術者については、同確認書(写)の添付をもって当該様式の提出に代えることができます(証明書等の添付は不要です)。

(別記様式10) 配置予定技術者の保有する資格

- ☐ 継続教育C P D・C P D Sの取組み状況は、過去3年度間における取組みですか。

☐ 継続教育の取組状況を確認できる資料は添付しましたか。
- ☐ 過去3年度間における学習履歴について、各年度の取組状況を証明した証明書等の写しを添付して下さい。
- ☐ 配置予定技術者の保有資格を確認できる資格書等の写しを添付して下さい。
(別記様式10には、雇用保険被保険者資格取得等確認通知書、雇用証明書等の写しの添付は不要です)
- ☐ 技術士とは、技術士法による第二次試験のうち、技術部門を森林土木(選択科目を「森林土木」に限る等)に合格した者をいいます(※林業技師は、技術士とは別の資格です)。
- ☐ 別記様式10については、局総務企画部経理課より配置予定技術者の保有する資格に係る確認書が送付された技術者については、同確認書(写)の添付をもって当該様式の提出に代えることができます(学習履歴を証明した証明書の写しの添付は不要です)。

(別記様式11) 災害協定等の締結及び災害協定等に基づく活動

- ☐ 災害協定等は、公告日時点において有効な協定等ですか。

☐ 指定された期間(過去2年度間～公告日前日までの間)における協定等に基づく活動実績ですか。

☐ 協定締結や活動実績を確認できる資料は添付しましたか。

☐ 四国森林管理局長が認定した緑の守り手認定事業者の場合、「災害対応活動」の認定があり、公告日時点において認定期間は有効ですか。
- ☐ 国有林又は国有林以外をフィールドとし、災害発生時における支援活動等に関する協定を締結し又は協定を締結している団体に所属していること。また、協定等に基づく活動実績(国有林防災ボランティア制度に関する協定書による活動(講習会、現地研修会の実績は除く))を含む。)とします。
「国有林」とは、国有林野(国有林野の管理経営に関する法律の第二条に掲げるもの)、国有林林道、森林管理署等の管理する治山作業道及び治山資材運搬路(仮設道は除く)をいう。
- ☐ 国・県・市町村と締結した協定書(協定書に企業名が記されていない場合は、協定を締結している所属団体(建設業協会等)の発行する証明書の写し(申請企業名が記されたもの))を添付して下さい。
また、協定等に基づく活動実績がある場合は、活動実績を証明した証明書等(写)を添付して下さい。
- ☐ 活動実績を証明した証明書とは、感謝状、協定等に基づく出勤に係る要請書、作業報告書又は費用の精算書等とします。ただし、協定等の相手方の要請による活動であることが確認できるものに限りします。
- ☐ 緑の守り手認定事業者の場合、「1. 協定等の名称 協定等締結日(協定等期間)」「3. 協定等相手方名」の欄を記載し、緑の守り手認定事業者認定証の写しを添付して下さい。

(別記様式12) 国土緑化活動

- ☐ 指定された期間(過去2年度間～公告日前日までの間)の活動実績ですか。
- ☐ 四国森林管理局管内の国有林(国有林野の管理経営に関する法律の第二条に掲げるもの)又は国有林以外(民有林・公営の自然公園等)をフィールドとし、企業の取組(森林整備等に関する協定を締結している団体に所属も含む)として実施している国土緑化活動ですか。
- ☐ 分収育林、分収造林契約書の写し、企業(団体)の取組として分かる実績証明書等の写しは添付しましたか(分収育林、分収造林契約に係る実測図の添付は不要です)。
- ☐ 四国森林管理局長が認定した緑の守り手認定事業者の場合、「国土緑化活動」の認定があり、公告日時点において認定期間は有効ですか。

- 国土緑化活動とは、森林の造成・育成に関する活動(植付、下刈、つる切、間伐、歩道修理等の作業や分収育林・分収造林に係る契約、協定等)をいいます。
- 分収育林・分収造林の契約を実績として記載する場合は、契約期間中のものに限ります。
分収育林契約の場合、契約期間の延長又は公売(販売)が不調(不落等)で契約が継続している場合は、当該分収育林の契約書(写)と併せて契約期間の延長又は公売不調の結果通知等(写)を添付して下さい。
- 協定等に企業名が記載されていない場合は、当該企業の参加を証明した書類の写し(主催者発行のものに限る)を添付して下さい。
- 緑の守り手認定事業者の場合、「1. 活動名又は緑の守り手認定」「2. 活動(契約締結)年月日(契約締結期間)又は緑の守り手認定期間」の欄を記載し、緑の守り手認定事業者認定証の写しを添付して下さい。

(別記様式13) ボランティア活動

- ☐ 指定された期間(過去2年度間～公告日前日までの間)の活動実績ですか。
- ☐ 四国森林管理局管内の国有林(国有林野(国有林野の管理経営に関する法律の第二条に掲げるもの)、国有林林道、森林管理署等の管理する治山作業道及び治山資材運搬路(仮設道は除く。))又は国有林以外(国・県・市町村道等)をフィールドとし、企業の取組(ボランティアに関する協定を締結している団体に所属も含む)として実施しているボランティア活動ですか。
- ☐ 国有林においては局長、署長等からの感謝状・実績証明書等の写し、国有林以外においては地方公共団体等からの感謝状・実績証明書等の写しを添付しましたか。
- ☐ 四国森林管理局長が認定した緑の守り手認定事業者の場合、「ボランティア活動」の認定があり、公告日時点において認定期間は有効ですか。

- ボランティア活動とは、国有林内の清掃、林道等の刈り払い、道路の側溝・横断溝・カーブミラーの清掃等をいいます。ただし、国有林防災ボランティア制度に関する協定書による活動実績は、災害協定等に基づく活動において評価しますので、ボランティア活動からは除きます。
- ボランティアの活動場所が、営利を目的とした施設や公道でない道路等の場合には評価の対象となりません。
- 様式の表中「5. 主催者名」欄については、当該ボランティア活動を主催した団体(所属する団体名)又は企業名を記載して下さい。
- 活動実績証明書、感謝状等当該企業の参加を証明した書類の写しを添付して下さい(活動中の写真は不要です)。
- 緑の守り手認定事業者の場合、「1. 活動名又は緑の守り手認定」「2. 活動年月日又は緑の守り手認定期間」の欄を記載し、緑の守り手認定事業者認定証の写しを添付して下さい。

- 別記様式11、12、13については、局総務企画部経理課より各様式に係る活動実績等の確認書が送付されたものについては、同確認書(写)の添付をもって各様式の提出に代えることができます(証明書等の添付は不要です)。

(別記様式14) 若手技術者の雇用及び確保・育成への取り組み状況

- ☐ 指定された期間(過去3年度間～公告日前日までの間)の実績ですか。
- ☐ 新規雇用した技術者は、**雇用日の年齢が40歳未満**ですか。また、公告日において雇用が継続していますか。
- ☐ インターンシップの受け入れ又は合同就職説明会への出席がある場合、証明書等の添付はしましたか。
- ☐ 若手技術者の資格取得に対する支援は、40歳未満の技術者となっていますか。支援に係る証明書等の添付はしましたか。

- 若手技術者の新規雇用については、**雇用日の年齢が40歳未満**であり、かつ、**公告日において雇用が継続していることが条件となります。**
- 若手技術者とは、建設業法による建設工事に有効な資格（土木一式工事の監理技術者又は主任技術者となり得る国家資格に限る）を保有する者、若しくは同技術者として育成する目的で雇用した者をいいます。
- 若手技術者の資格取得に対する支援については、土木一式工事における監理技術者又は主任技術者となり得る国家資格等の取得支援(受検や研修会への参加に係る支援)に限り評価します。その支援内容を具体的に記載し、**企業の支出等を証明する書類の写しを添付し**て下さい。
(例：〇〇県施工管理技士会主催の、1級土木施工管理技士の資格取得のための研修会へ参加させ、受講料、研修教材費等を負担した。)
- 年齢や雇用関係を証明するため、**雇用保険被保険者資格取得等確認通知書、雇用証明書等**の写し、企業において受講料等を負担したことを証明する主催者発行の証明書等を添付して下さい。

- 別記様式14については、局総務企画部**経理課**より若手技術者の雇用及び確保・育成への取り組み状況に係る確認書が送付された者については、同確認書(写)の添付をもって当該様式の提出に代えることができます。
ただし、この場合にあっても、**若手技術者の雇用については、公告日において雇用が継続していることを証明するため、雇用保険被保険者資格取得等確認通知書、雇用証明書等の写しを添付**して下さい(その他の証明書等の添付は不要です)。

(別記様式15) ワーク・ライフ・バランス等の推進に関する指標についての適合状況

- ☐ 公告日において、以下のいずれかの項目に該当している実績ですか。
 - 1 女性の職業生活における活躍の推進に関する法律に基づく認定等
 - 2 次世代育成支援対策推進法に基づく認定
 - 3 青少年の雇用の促進等に関する法律に基づく認定
- 「該当」を選択した場合、それぞれ、該当することを証明する書類（認定通知書の写し、一般事業主行動計画策定・変更届の写し）を添付してください。
- 一般事業主行動計画（計画期間が満了していないものに限る）の届出（常時雇用する労働者の数が100人以下の企業の場合に限る）は、女性活躍推進法第9条又は第12条に基づく認定（第9条に関するものに対しては、労働時間等の働き方に係る基準を満たすものに限る）、同法第8条に基づくものをいいます。
入札説明書の8. 施工体制確認型総合評価落札方式に関する事項に記載のワーク・ライフ・バランス等の推進の取組を参照して下さい。

(別記様式16) 週休 2 日の取組状況

☐ 森林土木工事で、過去 1 年度間に受けた週休 2 日の取組実績ですか。

○ 森林土木工事で、過去 1 年度間に受けた森林土木工事における週休 2 日の取組実績証明書を添付して下さい。

別紙 1) 従業員への賃金引上げ計画の表明書

☐ 事業年度により賃上げを表明または暦年により賃上げを表明しましたか。（別紙 1 の留意事項を参照）

- 大企業と中小企業等で様式及び記載内容が異なります。（別紙 1 の 1、別紙 1 の 2）
- 中小企業等が表明書を提出する場合、直近の事業年度の「法人税申告書別表 1」の写しを添付しましたか。
- 事業年度により賃上げを表明した場合には、当該事業年度の「法人事業概況説明書」を決算月（別紙 1 の 1 に記載の事業年度の終了月）の末日から起算して 3 箇月以内に契約担当官等に提出してください。
- 暦年により賃上げを表明した場合においては、当該年の「給与所得の源泉徴収票等の法定調書合計表」を翌年の 3 月末までに契約担当官等に提出してください。
- 上記書類により賃上げ実績の確認ができない場合でも、税理士、公認会計士等の第三者により、同等の賃上げ実績を確認できる書類であると認められる書類が提出された場合は、当該書類をもって上記書類に代えることができます。
- 上記の提出書類を確認し、表明書に記載した賃上げを実行していない場合、制度の趣旨を意図的に逸脱していると判断された場合又は上記の確認書類を期限までに提出しない場合においては、当該事実が判明した以降の総合評価落札方式による入札に参加する場合、加算点又は技術点を減点するものとします。

そ の 他

【その他 1】

競争参加資格確認申請書等を電子メールにて提出する場合に、電子入札システムへ入力する目録の掲載例

以下を参考にして下さい。

年 月 日

分任支出負担行為担当官

〇〇森林管理署長 殿

住所

商号又は名称

代表者氏名

技術提案書等の提出について

1 年 月 日付けで公告のあった〇〇〇〇〇〇〇〇工事の技術提案書等について、ファイルサイズが送信容量を超えるため、電子メールにて提出させていただきます。

2 提出書類目録

- ① 競争参加資格確認資料
- ② 技術提案書

3 提出書類のページ数

- ① 競争参加資格確認資料・・・・・・・・・・〇ページ
- ② 業務技術提案書・・・・・・・・・・〇ページ

4 送信等年月日、会社名、担当者名及び電話番号等

送信等年月日

会社名

担当者名

電話番号

【その他 2】

※(別記様式2)及び(別記様式3)に係る同種工事の施工実績の考え方について

同種工事については、「〇〇又は〇〇」の場合、何れかひとつの工事実績があれば足りませんが、「〇〇及び(かつ)〇〇」の場合は、両方の工事実績が必要です。

同種工事の実績等の提出にあっては以下を参考にして下さい。

(例1)

「治山事業の山腹工事又は溪間工事」→ この場合、山腹工事または溪間工事のどちらか一方の工事実績があれば足りします。

(例2)

「林道等の開設、災害復旧又は改良工事」→ この場合、林道等の開設、災害復旧、改良工事のうちのいずれかひとつの工事実績があれば足りします。

(例3)

同種工事：森林土木工事

- ・ 治山事業の溪間工事又は山腹工事
- ・ 治山事業の地すべり防止工事
- ・ 林道等の開設、改良又は災害復旧工事

この場合は、溪間工事、山腹工事、地すべり防止工事、林道等の開設、林道等の改良、林道等の災害復旧工事のいずれか一つの工事実績があれば足りします。

提出書類の記入もれ、誤字・脱字等はありませんか。今一度確認を！！

各様式は公告日に対応した最新版を使用して下さい。

(局ホームページ> 公売・入札情報> 公売・入札等に関するお知らせ>

契約約款・仕様書・入札者注意書・申請書等)

電子入札における不測の事態への備え

@電子入札による入札書受付開始から受付締切までの期間は、入札書の締切日時前の3営業日を標準としています。ICカードの破損、端末の不具合等によるトラブルを考慮し余裕を持って応札願います。

※ 障害発生時及び電子入札システム操作等の問い合わせ先は下記のとおりです。

農林水産省電子入札センターヘルプデスク

受付時間：9時00分から16時00分

電話：048-254-6031

eメール：help@maff-ebic.go.jp